

紀美野町第2回定例会会議録

令和7年6月10日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 第 5 報告第 1号 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 第 6 議案第 46号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 47号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 59号 紀美野町議會議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 60号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条
例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 48号 紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の
一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 49号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 50号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議につ
いて
- 第 13 議案第 51号 五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について
- 第 14 議案第 52号 物品購入契約の締結について
- 第 15 議案第 53号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 16 議案第 54号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）について
- 第 17 議案第 55号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)について

第18 議案第 56号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

第19 議案第 57号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第1号）
について

第20 議案第 58号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）
について

○会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

○議員定数 12名

| ○出席議員 | 議席番号 | 氏名 |
|-------|------|--------|
| | 1番 | 徳田 拓嗣 |
| | 2番 | 中原 和也 |
| | 3番 | 桐山 尚己 |
| | 4番 | 藤井 基彰 |
| | 5番 | 上柏 亮 |
| | 6番 | 埴谷 高夫 |
| | 7番 | 美野 勝男 |
| | 8番 | 北道 勝彦 |
| | 9番 | 向井中 洋二 |
| | 10番 | 伊都 堅仁 |
| | 11番 | 美濃 良和 |
| | 12番 | 七良浴 光 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

| 職名 | 氏名 |
|---------|---------|
| 町長 | 小川 裕康 |
| 副町長 | 細嶋 康則 |
| 教育長 | 東中 啓吉 |
| 総務課長 | 曲里 充司 |
| 企画管財課長 | 高田 真孝 |
| 住民課長 | 森谷 克美 |
| 税務課長 | 調月 克久 |
| 保健福祉課長 | 森谷 善彦 |
| 子育て推進課長 | 黒崎 智帆 |
| 産業課長 | 吉見 將人 |
| 建設課長 | 中原 貴康 |
| まちづくり課長 | 米田 和弘 |
| 水道課長 | 長生 正信 |
| 美里支所長 | (米田 和弘) |
| 消防長 | 井川 豊一 |
| 会計管理者 | 湯上 増巳 |
| 教育次長 | 東浦 功三 |
| 代表監査委員 | 菊本 邦夫 |

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長 井戸向 朋紀
事務局書記 西本 貴哉

開 会

○議長（七良浴 光） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第2回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（七良浴 光） これから、本日の会議を開きます。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時00分）

再 開

○議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時01分）

○議長（七良浴 光） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（七良浴 光） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番、美濃良和議員、1番、徳田拓嗣議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（七良浴 光） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

向井中洋二委員長。

（議会運営委員長 向井中洋二 登壇）

○議会運営委員長（向井中洋二） それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る6月3日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から26日までの17日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 向井中洋二 降壇）

○議長（七良浴 光） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から6月26日までの17日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの17日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（七良浴 光） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書、令和6年度定期監査に関する報告書及び令和6年度財政援助団体等監査に関する報告書が提出されています。

お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託しましたので、報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

まず、先ほど表彰をお受けになられました上柏議員には、誠におめでとうございます。これからもお体には十分御留意され、ますますの御活躍をお祈りいたします。

本日、令和7年第2回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわりませず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、去る5月15日、16日の2日間、大阪・関西万博会場内、関西パビリオン横の多目的エリアにおいて海南市さんとともに町のPR活動をしてまいりました。商工会の会員さん、観光協会の会員さん、そして公募による出展者が町の特産品などを出品され、皆さんと一緒に紀美野町のPRや物販の販売を行ってまいりました。1日目は5,

627人、2日目は4,604人、合わせて1万人を超えるお客様でにぎわい、八朔ジュースや栗ジャム、山椒製品など地元産品をたくさんお買い上げいただきました。また、来客者に町のパンフレットも2,000部配布することができ、町のPRをしっかりと行ってまいりました。

また、5月29日には町内移動販売支援事業のプロポーザルを実施し、移動販売事業者2社から提案があり、1社を選定いたしました。9月には町内各所へ移動販売が始まると、このように聞いております。

また、6月7日には、去る4月15日に急逝されました岸本前知事の県民葬が行われ、参列いたしました。多くの方々が参列され、2年4か月という短い期間ではありましたが、県政発展のため全力で尽くされた岸本前知事の功績の偉大さを改めて感じました。改めて岸本前知事の御冥福をお祈りいたします。

また、6月1日に執行された和歌山県知事選挙において、宮崎泉氏が当選され、和歌山県知事に就任されました。心よりお祝いを申し上げるとともに、新知事の強いリーダーシップの下、県政のさらなる発展に期待するところであります。当町といたしましても、町の課題解決や持続可能なまちづくりを進める上で、県との連携はますます重要で、今後の町政運営において極めて大切であると考えております。新知事の方針を的確に捉えながら、県とのパイプを強化し町民の皆様の暮らしがより豊かになるよう、全力で取り組んでまいります。

また、来る6月17日には北海道日本ハムファイターズCBOの栗山英樹氏を迎えて、紀美野中学校開校記念の講演会が紀美野中学校の体育館で開催されます。また、この講演会は紀美野町誕生20周年のイベントでもあります。議員の皆様方にも、この講演会に御参加いただければ大変うれしく存じます。

さて、今定例会に上程しております案件は、議案第46号から議案第60号までの15件であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の案件が1件、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例など、条例の一部を改正する案件が5件、国民健康保険野上厚生病院組合並びに五色台広域施設組合の組合規約の変更に関する協議案件が2件、物品購入契約の締結に関する案件が1件、令和7年度一般会計及び特別会計等の補正予算に関する案件が6件であります。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康 登壇)

○議長（七良浴 光） 次に、一般質問の通告書は、明後日12日午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（七良浴 光） 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。
この会期中における仮議長に、2番、中原和也議員を指名します。

◎日程第5 報告第1号 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について

○議長（七良浴 光） 日程第5、報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について、議題とします。

報告を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） おはようございます。

それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

ページ番号の1ページをお開きください。

令和6年度紀美野町土地開発公社決算書に基づく事業報告書です。

1、一般事項の（1）理事会決議事項についての実績報告です。

令和6年度では2回の理事会を開催しました。

令和6年5月24日の第1回理事会では、令和5年度決算についての議決をいただい
ています。

令和7年3月27日の第2回理事会では、令和7年度予算についての議決をいただい
ております。

次に、（2）役員に関する事項。

まず、ア．役員の異動に関する事項につきまして、就任された理事が5名、辞任され
た理事が4名がありました。

次に、イ．役員名簿です。令和7年3月31日現在での役員名簿を掲載しています。

理事長と筆頭理事を含む理事15名、監事2名、計17名の名簿です。

次に、2ページをお開きください。

（3）行政官庁認可等に関する事項について。

令和6年5月24日に理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただき
ました。また、6月11日の紀美野町議会第2回定例会におきまして、令和5年度経営
状況の報告をさせていただきました。

次に、2の業務です。

（1）土地取得状況及び（2）土地処分状況につきまして、土地の取得及び処分の実
績はないため、面積、取得原価ともゼロとなります。

（3）土地造成事業収益ですが、福井樺山団地分譲事業において、2区画の売却があ
りましたので、面積が517.57平方メートル、取得原価が1,778万8,526円
となります。

次に、（4）土地保有状況です。

公有地取得事業用地につきましてはゼロとなります。特定土地等事業用地につきま
しては1,966.57平方メートル、取得原価566万5,899円です。これにつきま
しては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬995番地1に保有している
土地です。福井樺山団地宅地造成用地737.57平方メートル、2,580万6,39
3円は、福井字樺山1111番地7他2筆です。以上を合わせまして2,704.14平
方メートル、3,147万2,292円です。

次に、3ページをお開きください。

損益計算書です。

1. 事業収益及び2. 事業原価につきまして、2区画の販売実績がありましたので、土地事業収益1,778万8,526円、土地造成事業原価1,778万8,526円です。

3. 販売費及び一般管理費につきまして、37万117円です。この内訳につきましては、広告宣伝費として新聞等の広告掲載費用で17万6,000円、委託料として福井樺山団地の除草作業委託で14万4,117円、法人町民税の5万円です。

次に、4. 事業外収益、(1) 受取利息は1万3,177円です。この内訳につきましては、普通預金利息478円と定期預金利息1万2,699円です。(2) 雜収益はありません。

次に、5. 事業外費用もありません。よって、経常損失は35万6,940円です。当期純損失につきましては、事業総利益ゼロから経常損失35万6,940円を差し引いた35万6,940円でございます。

次に、4ページをお開きください。

貸借対照表です。

資産の部、1. 流動資産の(1) 現金及び預金が3,593万1,255円、(2) の公有用地はありません。(3) 特定土地が566万5,899円、(4) 完成土地が2,580万6,393円、流動資産合計は6,740万3,547円です。

2. 固定資産はございませんので、資産合計6,740万3,547円です。

負債の部、1. 流動負債及び2. 固定負債です。負債はございませんので、負債合計はゼロでございます。

次に、5ページをお開きください。

資本の部です。

1. 資本金、(1) 基本財産500万円、定期預金として保有してございます。

2. 準備金につきましては、(1) 前期繰越準備金6,276万487円、(2) 当期純損失35万6,940円、準備金合計6,240万3,547円、資本合計は、資本金と準備金の合計6,740万3,547円、負債資本合計6,740万3,547円です。

次に、6ページをお開きください。

財産目録です。

資産の部ですが、流動資産の合計が6,740万3,547円、この内訳は、普通預金

93万1,255円、定期預金が3,000万円、基本金の定期預金500万円、特定土地1,966.57平方メートル、566万5,899円、完成土地737.57平方メートル、2,580万6,393円です。固定資産はありません。資産合計6,740万3,547円です。

次に、負債の部ですが、負債はありませんので、負債合計はゼロです。

資産合計から負債合計を差し引いた差引純資産は6,740万3,547円です。

次に、7ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書です。

内容につきましては、1. 事業活動によるキャッシュ・フローの土地造成事業収入1,778万8,526円、その他の業務支出はマイナス37万117円、合計が1,741万8,409円です。利息の受取額1万3,177円で、事業活動によるキャッシュ・フローは1,743万1,586円です。

4. 現金及び現金同等物増加額は1,743万1,586円です。

5. 現金及び現金同等物期首残高は1,849万9,669円でございます。

6. 現金及び現金同等物期末残高は3,593万1,255円でございます。

次に、8ページから9ページにかけまして、附属明細表として明細表の一部を掲載しております。内容につきましては、さきの内容と同様になりますので、省略させていただきます。

次に、10ページをお開きください。

令和7年4月25日に監事による監査を実施させていただき、決算監査意見書を添付させていただいております。

続きまして、令和7年度紀美野町土地開発公社予算書より、11ページをお開きください。

事業計画（3）宅地分譲処理計画、福井樺山団地で残り3区画のうち、一般販売用に1区画を計画しています。面積が346.29平方メートル、予定事業費が1,155万8,000円です。

次に、12ページをお開きください。

令和7年度土地開発公社予算です。

収入、第1款事業収益、第3項土地造成事業収益1,155万8,000円は福井樺山団地の売却収入です。

第2款事業外収益4万6,000円と合わせまして、収入合計1,160万4,000円です。

次に、13ページをお開きください。

支出、第1款事業原価、第3項土地造成事業原価1,155万8,000円、第2款第1項販売費及び一般管理費32万7,000円、第6款第1項予備費5万円、支出合計は1,193万5,000円です。

収入合計から支出合計の差引額はマイナス33万1,000円です。なお、収入1,160万4,000円が支出1,193万5,000円に対して不足する額33万1,000円は流動資産、現金及び預金で補てんいたします。

次に、14ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

令和7年度につきましては、借入れの予定はございません。なお、長期借入金の限度額は2億円となります。

次に、15ページをお開きください。

予算実施計画です。

まず、収入についてですが、第1款事業収益、第3項土地造成事業収益、第1目第1節福井樺山団地の1区画の販売金1,155万8,000円と、第2款事業外収益、第1項受取利息、第1目第1節預金利息4万5,000円と、その他の雑収益1,000円の4万6,000円を計上しています。

次に、16ページの支出ですが、第1款事業原価として、先ほどの福井樺山団地1区画の1,155万8,000円を計上しています。

第2款販売費及び一般管理費には経費32万7,000円を計上しています。この内訳としまして、需用費、一般管理費として3万円を計上。

次に、広告宣伝費10万円は販売促進周知宣伝費用です。

次に、委託料13万7,000円は土地開発公社所有土地の除草作業委託費です。

次に、公租公課5万円は法人町民税です。

最後に、雑費の1万円で、計32万7,000円です。

17ページ、予備費として5万円を計上しています。

次に、18ページを御覧ください。

借入金の予定はございませんので、資本的収入及び支出ともゼロです。

次に、19ページの資金計画についてですが、受入資金につきまして、土地造成事業収益が1,155万8,000円、事業外収益が4万6,000円、前年度繰越金が3,593万1,000円で、計4,753万5,000円です。

続いて、支払資金について、販売費及び一般管理費が32万7,000円、予備費が5万円で、計37万7,000円です。

受入資金・支払資金の差引きで4,715万8,000円となります。

次に、20ページを御覧ください。

令和7年度予定損益計算書です。

内容につきましては、先ほどの説明と同様になりますので、省略させていただきます。

次に、21ページをお開きください。

令和7年度予定貸借対照表です。

まず、資産の部、流動資産、現金及び預金が4,715万8,000円、特定土地が566万6,000円、完成土地等が1,424万8,000円、固定資産はありませんのでゼロで、資産合計は6,707万2,000円でございます。

続いて、負債及び資本の部、流動負債、固定負債ともゼロで、負債合計はゼロ、資本金が500万円、前期からの繰越準備金に令和7年度分の損失33万1,000円を含めまして、資本合計は6,707万2,000円で、負債はゼロの予定ですので、結果、純資産6,707万2,000円となる予定でございます。

以上、簡単でございますが、紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） しばらく休憩します。

休憩

(午前 9時25分)

再開

○議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時26分)

◎日程第6 議案第46号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◎日程第7 議案第47号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第59号 紀美野町議會議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第9 議案第60号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴 光） 日程第6、議案第46号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第9、議案第60号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてまで、4議案を一括議題とします。

説明を求めます。曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 議案書の1ページをお開きください。

議案第46号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため関係条例の整備を行うものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に冠する条例。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第1条、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第15条は、介護休暇についての規定で、15条の3が新設されることにより、条ずれが発生するため、第15条の3第1項を第15条の4第1項に改めるものでございま

す。

議案書の3ページになります。

第15条の3は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認などの規定で、第1号につきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度または措置を講ずる規定となります。

第2号につきましては、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向確認の措置を講ずる規定となります。

第3号につきましては、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向確認の措置を講ずる規定となります。

議案書の4ページにかけまして、第2項第1号では、3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度又は措置を知らせるための措置を講ずる規定となります。

第2号では、育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置を講じる規定となります。

第3号では、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置を講ずる規定となります。

第3項では、その意向に配慮しなければならないとする規定でございます。

第15条の4では、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等の規定で、申告、請求又は申出を請求等に改めるものでございます。

議案書の6ページになります。

紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第2条、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第1条は、趣旨についての規定で、第19条第1項及び第2項を第19条第1項から第3項まで及び第5項に改めるものでございます。

第19条では、部分休業をすることができない職員についての規定で、第2号中、日数及び勤務日ごとの勤務時間を日数に、非常勤職員を地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除くと定めるものでございます。

議案書7ページにわたりまして、第20条は第1号部分休業の承認についての規定で、部分休業の承認は、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定

する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいてを育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認はに改めるものでございます。

第2項と第3項では、部分休業を第1号部分休業に改めるものです。

議案書8ページでは、第20条の2では、第2号部分休業の承認規定を新設するものです。

第1号では、第2号部分休業は1時間単位として行うのですが、1回の勤務時間に分単位がある場合は、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったときは、当該勤務時間の時間数と規定するものでございます。

第2号では、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合は、残時間数の全てについて承認請求があったときは、当該残時間数と規定するものでございます。

第20条の3では、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間の規定で、1年を毎年4月1日から翌年3月31日までとするものでございます。

議案書の9ページにわたりまして、第20条の4では、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間についての規定で、第1号では非常勤職員以外の職員は77時間30分と規定するものです。

第2号では、非常勤職員は勤務日1日当たりの義務時間数に10を乗じて得た時間と規定するものでございます。

第20条の5では、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の規定で、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど、同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生ずることにより同条第3項の規定により変更をしなければ小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とするものでございます。

第21条では、部分休業をしている職員の給与の取扱いの規定で、部分休業を育児休業法第19条第1項に規定する部分休業に改めるものでございます。

第22条では、部分休業の承認取消事由の規定で、育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとするものでございます。

10ページにわたりまして、附則でございます。

第1条では、施行期日を定めるもので、この条例は、令和7年10月1日から施行するものです。ただし、次条の規定は、公布の日から施行するものです。

第2条では、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

第3条では、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置の規定で、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日（令和7年10月1日）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の紀美野町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中77時間30分を38時間45分に、同条第2号中、10を5とするものでございます。

以上で議案第46号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

議案第47号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律による標準準拠システムへの移行に伴い、標準準拠システムに住登外者宛名番号管理機能を実装することが、独自利用事務となるため、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行うものでございます。

議案書の12ページを御覧ください。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第4条関係の別表第1では、標準準拠システムに実装される住登外者宛名番号管理機能を用いる住登外者宛名番号を付番・管理をする事務が、町の独自利用事務に該当する

ため、機関の8、教育委員会の項の前に、機関の7、町長、事務の欄に町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、町の住民基本台帳に記録されていない者を特定する固有の番号を付番し、管理するものによる住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加するものです。

議案書の13ページを御覧ください。第4条関係の別表第2では、標準準拠システムに実装される住登外者宛名番号管理機能と他の事務との府内連携としては、他の事務処理を行うために、住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名番号の情報を利用するものであるため、住登外者宛名情報を利用する事務について定めるものです。

機関が、1、町長の部から議案書18ページの20、町長の部までのうち、住登外者宛名番号管理機能を利用する事務について、特定個人情報の欄に住登外者宛名情報であって規則で定めるものをそれぞれ追加するものでございます。

議案書の18ページを御覧ください。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第47号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、別でお配りをさせていただいてます議案書の1ページをお開きください。

議案第59号、紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令に準じ、紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正を行うものでございます。

議案書の2ページを御覧ください。

紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

公職選挙法施行令の改正により、選挙運動費用に関する公費負担分、限度額の改正が行われたことにより、改正後の限度額に準じ、当町の限度額の改正を行うものでございます。

第8条中、選挙運動用ビラの作成の公費負担額の1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に改正を行うものでございます。

議案書の3ページになります。

第11条中、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に改正を行うものでございます。

議案書の4ページを御覧ください。

附則でございます。

第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、適用区分で、改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第59号、紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

議案第60号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の改正を行うものでございます。

議案書の6ページを御覧ください。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。
紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改

正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の法改正による経費の見直しの中で、選挙長等の報酬額が改正されたため、報酬額の改正を行うものでございます。

第2条関係の別表中、選挙長の報酬の額を1万800円から1万2,200円に、投票管理者は1万2,800円から1万4,500円に、投票立会人は1万900円から1万2,400円に、開票管理者は1万800円から1万2,200円に、開票立会人は8,900円から1万100円に、選挙立会人は8,900円から1万100円に、期日前投票管理者は1万1,300円から1万2,800円に、期日前投票立会人は9,600円を1万900円に改めるものでございます。

議案書の7ページを御覧ください。

附則でございます。

第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、適用区分で、この条例による改正後の紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例第2条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第60号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

◎日程第10 議案第48号 紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

◎日程第11 議案第49号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴 光） 日程第10、議案第48号、紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、及び日程第11、議案第49号、紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長 (長生正信)

それでは、議案書19ページを御覧ください。

議案第48号、紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について。

紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

この二つの条例を改正する目的は同様でございます。

令和6年1月1日に発生した能登半島の大地震では、地盤沈下や隆起による多大な被害が発生いたしました。

上下水道事業者が管理する配水管や下水管が復旧した場合でも、宅内における給水管や下水管の復旧が遅れ、家庭での水の使用ができない状況が長期化いたしました。

国では、震災以降様々な検証を行い、防災対策の検討が行われております。そうした中で、課題となったことの一つとして、宅内の上下水道管の復旧は、各自治体において指定を受けた指定工事業者でなければ施工できず、業者数に対し被災規模が大きかったことや、業者自身も被災を受けるなど、業者の確保が困難であったことが復旧が長期化した要因と結論づけております。

このため、災害等の非常の場合にあって、地元の指定業者の確保が困難と判断されるときは、早期復旧のため、他の事業体が指定した業者の施行を可能とし、業者の確保に努めるよう、国土交通省より条例改正の要請があったものでございます。

どちらも国家資格や公的機関の認定試験による資格取得や講習を受けた業者であり、技術的な問題はないものと考えており、国の要請に従い条例を改正するものでございます。

20ページを御覧ください。

紀美野町給水条例及び紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。

紀美野町給水条例の一部改正。

第1条、紀美野町給水条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

給水条例の第8条の条文に、下線の部分を付け加え、災害時等において、他市町村の復旧支援により、他市町村に登録された指定業者を受け入れることを可能とし、被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう改正するものでございます。

次に、紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。

第2条、紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

こちらも同様に第8条の条文に第3項を追加し、災害等の発生時において、被災者の早期復旧に寄与する目的として改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

続きまして、議案書22ページをお開きください。

議案第49号、紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

建設業法施行令の改正に伴い、新たな条文が追加されたことにより条ずれが発生したため、関係条例を改正するものでございます。なお、内容については変更ございません。

23ページを御覧ください。

紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第3条、布設工事監督者の資格の11号本文中の第34条を第37条に改め、第4条の水道技術管理者の資格の第8号本文中の第34条を第37条に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(水道課長 長生正信 降壇)

◎日程第12 議案第50号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について

○議長（七良浴 光） 日程第12、議案第50号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について議題とします。

説明を求めます。森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、議案書の25ページをお願いします。

議案第50号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、国民健康保険野上厚生病院組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

国民健康保険野上厚生病院組合議会の議員定数を変更、及び規約の一部を改正するため、国民健康保険野上厚生病院組合規約を変更するものでございます。

26ページをお願いします。

国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を改正する規約。

国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

改正内容ですが、第5条は、紀美野町議会議員の定数の変更に伴い、組合の議会の議員の定数を現行の10人から8人とし、第2項では、各関係市町の組合議員の定数を、紀美野町5人、海南市3人とするものです。

第3項は、組合議員に欠員が生じた場合は、その組合議員の属していた関係市町において、直ちに欠員の補欠選挙を行わなければならないと改正するものです。

次に、組合議員の任期、及び議長及び副議長の条項を新設し、第6条、第7条としております。組合議員の任期は、現行、2年となっており、その間、組合市町の議会の職を失った場合も継続して当組合議員の職に就けることができるため、改正後の第6条において、関係市町の議会議員の任期に改正するものです。

第7条は、議長及び副議長の選出及び任期に関する条項がないため、規定を追加する

ものでございます。なお、今回の追加条項により、現行の第6条から第9条は、条ずれのため、第8条から11条に改正します。

また、監査委員の条文、改正後の第11条においては、監査委員の選任及び任期の規定が明記されていないため、第2項及び第3項を新設するものでございます。

次に、現行の第10条、運営委員会については、組合議会で決定した方針に基づき病院の運営に関する事項について管理者の諮問に応じ審議する機関でございました。しかしながら、現在は、組合議員説明会を行い、管理者会等で取りまとめ、組合議会、全員協議会で諮っており、また、運営委員会は、長年、その開催の実績がないため、当該条文を削り当該委員会を廃止するものです。

また、現行の第11条、第12条は、条ずれにより、第12条、第13条に改正し、改正後の第13条中、及びの送り仮名を追加しております。

附則です。第1項は施行期日です。この規約は、和歌山県知事の許可の日から施行する。適用区分等として、第2項、改正後の国民健康保険野上厚生病院組合規約第5条第2項の規定は、紀美野町の議会においてこの規約の施行の日以後最初に行われる国民健康保険野上厚生病院組合の議会の議員の選挙から適用する。第3項、この規約の施行の際現に在任する組合議員は、新規約第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の選挙により組合議員が選出されるまでの間、在任する。

以上、議案第50号の説明といたします。よろしくお願いします。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第13 議案第51号 五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について

○議長（七良浴 光） 日程第13、議案第51号、五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について議題とします。

説明を求めます。森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） それでは議案第51号について御説明させていただきます。

議案書の30ページをお開きください。

議案第51号、五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、五色台広域施設組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定によ

り議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由は、五色台広域施設組合議会の議員定数を変更するため、同組合の規約を変更するものであります。

次のページをお開きください。

五色台広域施設組合規約の一部を改正する規約。

五色台広域施設組合規約の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第5条第1項において、組合の議会の議員の定数14人を12人に、同条第2項において関係市町の議会において選挙される組合議員の定数において、紀美野町6人を4人に改正するものでございます。

附則としまして施行期日は、和歌山県知事の許可の日から施行することとします。

次のページで、適用区分等としまして、改正後の五色台広域施設組合規約（以下「新規約」という。）第5条第2項の規定は、紀美野町の議会においてこの規約の施行の日以後最初に行われる五色台広域施設組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の選挙から適用することとします。

また、この規約の施行の際現に在任する組合議員は、新規約第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の選挙により組合議員が選出されるまでの間、在任することとします。

以上、簡単ではございますが、議案第51号についての御説明とさせていただきます。
よろしくお願いします。

（住民課長 森谷克美 登壇）

○日程第14 議案第52号 物品購入契約の締結について

○議長（七良浴 光） 日程第14、議案第52号、物品購入契約の締結について
議題とします。

説明を求めます。中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） それでは、私から。議案書の33ページをお開きください。
併せて、議案参考資料も御覧ください。

議案第52号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の内容でございます。

契約の目的は、3トンダンプ購入事業でございます。

契約方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、814万9,240円でございます。

契約の相手方は、和歌山県海草郡紀美野町動木346-1、株式会社なかモーター自工、代表取締役田中祥秀でございます。

この3トンダンプ購入につきましては、現在使用している回送車の経年劣化により、土砂の運搬と小型建機の運搬ができる3トンダンプを購入するものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料1ページ、2ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第52号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

◎日程第15 議案第53号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
○議長（七良浴 光） 日程第15、議案第53号、令和7年度紀美野町一般会計
補正予算（第2号）について議題とします。

説明を求めます。曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の35ページをお開きください。

議案第53号、令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度紀美野町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,492万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

13款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金43万5,000円の増額補正で、小規模土地改良事業の分担金でございます。

15款国庫支出金、1項3目災害復旧費国庫負担金4,136万8,000円の増額補正で、令和5年6月豪雨にて発生した町道上ヶ井東原線地すべり災害による公共土木施設災害復旧費負担金を計上してございます。

2項1目総務費国庫補助金1,367万8,000円の増額補正で、デジタルコンテンツ等を活用し、町の魅力を町内外へ発信するタウンプロモーション事業に充当する新しい地方経済・生活環境創生交付金770万円と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金597万8,000円でございます。

16款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金87万円の増額補正で、小規模土地改良事業費補助金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で、5,892万8,000円の減額補正でございます。

4ページになります。

22款町債、1項8目災害復旧債で720万円の増額補正で、町道上ヶ井東原線地すべり災害復旧事業に係る現年補助災害復旧事業債でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の5ページをお開きください。

歳出では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費について、一般職の人事費を多くの箇所で計上しております。この人事費関連の補正につきましては、主に4月の人事異動に伴うものでございますので、詳しい説明は省略させていただきたいこと、御了承いただきたく存じます。

2款総務費、1項1目一般管理費1,149万2,000円の増額補正で、人件費の増額補正によるものでございます。

5目企画費1,662万3,000円の増額補正で、1節報酬でパートタイム会計年度任用職員90万5,000円、職員人件費として573万6,000円の減額計上、それから、8節旅費で費用弁償7万6,000円、12節委託料で、デジタルコンテンツなどを活用し、町の魅力を町内外へ発信するタウンプロモーション事業として、魅力発信デジタルコンテンツ等作成業務委託料2,137万8,000円を計上してございます。

6ページにわたりまして、11目防災諸費18万5,000円、それから12目人権推進費848万円につきましては、人件費の増額補正でございます。

7ページにわたりまして、2項1目税務総務費、マイナスの692万9,000円の人件費の減額補正でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費1,217万6,000円の減額、それから2目の国民年金事務費21万6,000円の人件費の増額補正でございます。

続きまして、11目国民健康保険事業費102万1,000円の減額補正、12目介護保険事業費339万5,000円の減額補正、13目後期高齢者医療費203万7,000円の減額補正で、いずれも人事異動に伴う特別会計への繰出金でございます。

8ページにわたりまして、2項1目児童福祉総務費111万2,000円、それから4目こども園費77万1,000円のマイナス、いずれも人件費の補正でございます。

9ページにわたりまして、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1,227万6,000円の増額補正で、1節報酬でパートタイム会計年度任用職員145万7,000円、町の職員の人件費として1,072万7,000円の増額補正、8節旅費では費用弁償9万2,000円を計上してございます。

3目母子衛生費で839万8,000円の人件費の減額補正でございます。

10ページにわたりまして、4目環境衛生費で745万7,000円の減額補正で、職員人件費として192万8,000円の減額計上、18節負担金、補助及び交付金で東部簡易水道事業会計補助金528万9,000円の減額計上、西部簡易水道事業会計補助金24万円の減額計上でございます。

5款農林水産業費、1項5目農業用施設維持費は、県補助金と分担金による財源変更を行うものでございます。

7目農業用施設整備事業費294万8,000円の人件費の増額補正でございます。

11ページにわたりまして、2項1目林業総務費404万5,000円、それから4項1目山村振興総務費218万9,000円、それぞれ町職員の人事費の減額補正でございます。

6款商工費、1項1目商工振興費120万2,000円の人事費の増額補正でございます。

12ページになります。

2目観光費62万3,000円の人事費の増額補正でございます。

7款土木費、2項2目道路橋りょう新設改良費119万6,000円の町職員の人事費の減額補正でございます。

13ページにわたりまして、3項1目住宅管理費124万8,000円、それから5項1目建設残土処理費51万1,000円、いずれも町職員の人事費の増額補正でございます。

14ページにわたりまして、8款消防費、1項1目常備消防費1,633万5,000円の人事費の減額補正でございます。

9款教育費、1項2目事務局費836万9,000円、それから3目教育諸費111万7,000円、いずれも町職員の人事費の減額補正でございます。

15ページになります。

2項1目学校管理費75万5,000円の減額、それから4項1目社会教育総務費873万9,000円の増額、いずれも町職員の人事費によるものでございます。

2目生涯学習振興費40万円の増額補正で、18節負担金、補助及び交付金で世界民族祭補助金を計上してございます。

16ページにわたりまして、4目人権教育費、マイナスの684万2,000円の人事費の減額補正でございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費2,160万円の増額補正で、14節工事請負費で町道上ヶ井東原線地すべり災害復旧工事費でございます。

恐れ入りますが、議案書の39ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正です。

町道上ヶ井東原線地すべり災害復旧事業で、期間は令和8年度、限度額は2億1,840万円を追加するものでございます。

第3表、地方債補正です。

災害復旧事業債で、補正後の限度額が 720 万円増額の 2 億 550 万円、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

40 ページでは、令和 6 年度紀美野町繰越明許費繰越計算書でありまして、御高覧いただきたく存じます。

以上で、議案第 53 号、令和 7 年度紀美野町一般会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（総務課長 曲里充司 降壇）

◎日程第 16 議案第 54 号 令和 7 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

◎日程第 17 議案第 55 号 令和 7 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（七良浴 光） 日程第 16、議案第 54 号、令和 7 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、及び日程第 17、議案第 55 号、令和 7 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、一括議題とします。

説明を求めます。森谷住民課長。

（住民課長 森谷克美 登壇）

○住民課長（森谷克美） それでは議案第 54 号、議案第 55 号の特別会計補正予算について御説明させていただきます。

議案書の 41 ページをお開きください。

議案第 54 号、令和 7 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。
令和 7 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 102 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 4,467 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出 紀美野町長 小川裕康
予算に関する説明書 19 ページをお開きください。予算説明資料は 15 ページからと

なります。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、3節職員給与費等繰入金102万1,000円の減額です。

次のページで、歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で2節給料、3節職員手当等、4節共済費、合わせて102万1,000円の減額です。

歳入歳出とも、人事異動に伴う減額です。

続きまして、議案書の45ページをお開きください。

議案第55号、令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ151万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,544万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書23ページをお開きください。

予算説明資料は17ページからとなります。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、4節職員給与費繰入金203万7,000円の減額です。

5款諸収入、4項1目雑入で、1節雑入52万5,000円の増額です。郵便料の増額に伴い、後期高齢者医療広域連合から配分されるものです。

次のページで歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で、2節給料、3節職員手当等、4節共済費で21万2,000円の減額です。人事異動に伴う減額となります。

11節役務費52万5,000円の増額で、前年度に引き続き、本年度もマイナ保険証の方に、資格確認書を送付する運用が継続されることとなったため、郵便料を増額す

るものです。

3款保健事業費、1項1目保健事業と介護予防の一体化事業費で、8節旅費7万5,000円の増額です。会計年度任用職員の入れ替えに伴う費用弁償の増額です。

以上、簡単ではございますが、議案第54号、議案第55号の特別会計補正予算に係る御説明とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 登壇)

◎日程第18 議案第56号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（七良浴 光） 日程第18、議案第56号、令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

説明を求めます。森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、議案書の49ページをお願いいたします。議案第56号、令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和7年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ560万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,749万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康
予算に関する説明書の27ページをお開きください。

予算説明資料は、19ページからとなりますので、併せて御覧ください。

なお、今回の補正は、4月の人事異動に伴うものの補正でございます。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金は、25万3,000円の減額補正。

次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、50万5,000円の減額補正で、国の負担分でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金は、68万2,000

円の減額補正。

次の5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は31万6,000円の減額補正で、県の負担分でございます。

次の7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は31万6,000円の減額補正で、町の負担分でございます。

1項4目事務費繰入金は、307万9,000円の減額補正で、事務職員にかかる町の負担分でございます。

続いて、28ページを御覧ください。

2項1目介護給付費準備基金繰入金45万5,000円の減額補正は、財源調整のための繰入れでございます。

続いて、歳出でございます。

29ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、323万1,000円の減額補正です。事務職員の人事費の減額補正でございます。

次に、3項2目認定調査等費は、15万1,000円の増額補正です。会計年度任用職員の介護認定調査員の変更に伴う通勤手当にかかる費用弁償の増額補正でございます。

3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費は、252万7,000円の減額補正です。担当保健師の人事費の減額補正でございます。

以上、簡単ですが、議案第56号の説明といたします。よろしくお願いします。

（保健福祉課長 森谷善彦 降壇）

◎日程第19 議案第57号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

◎日程第20 議案第58号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（七良浴 光） 日程第19、議案第57号、令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について及び日程第20、議案第58号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について一括議題とします。

説明を求めます。長生水道課長。

（水道課長 長生正信 登壇）

○水道課長（長生正信） それでは、東部簡易水道事業会計補正予算（第1号）に

ついて御説明させていただきます。

議案書の 53 ページをお開きください。

お手数ですが、予算に関する説明書の 32 ページ、実施計画明細書を併せて御覧いただきたく存じます。説明資料は 21 ページからとなってございます。

議案第 57 号、令和 7 年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正。

収入でございます。

第 1 款水道事業収益の総額を 528 万 9,000 円減額し、2 億 1,254 万 3,000 円と定めるものでございます。

第 2 項営業外収益は 528 万 9,000 円の減額で 1 億 3,526 万 5,000 円でございます。

減額の主な理由は、4 月の人事異動及び退職による職員 1 名減の人工費の減少によるもので、3 目 1 節、一般会計補助金を 528 万 9,000 円減額し、3,703 万 6,000 円とするものでございます。

次に、支出でございます。

説明書 33 ページを御参照ください。

第 1 款水道事業費用の総額を 528 万 9,000 円減額し、2 億 3,988 万 1,000 円と定めるものでございます。

第 1 項営業費用は 528 万 9,000 円減額し、2 億 2,949 万 4,000 円とするものです。2 目配水及び給水費において、給料及び手当等の人工費で 14 万 4,000 円を増額し、4,604 万円とし、4 目の業務及び総係費は 543 万 3,000 円減額し、2,945 万 3,000 円とするものでございます。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、人事異動に伴い職員給与費の総額を 528 万 9,000 円減額し、3,080 万 5,000 円に改めるものでございます。

第 4 条は、他会計からの補助金として、一般会計補助金 528 万 9,000 円を減額し、3,703 万 6,000 円に改めるものでございます。

令和 7 年 6 月 10 日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和 7 年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算

(第1号) の説明とさせていただきます。

続きまして、西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

議案書の55ページをお開きください。お手数ですが、予算に関する説明書の40ページ、実施計画明細書を併せて御覧いただきたく存じます。説明資料は23ページからでございます。

議案第58号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条は総則でございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正。

収入でございます。

第1款水道事業収益の総額を24万円減額し、1億448万円と定めるものでございます。

第2項営業外収益は24万円の減額で2,700万2,000円でございます。

減額の主な理由は、4月の人事異動によるもので、基準繰入額の児童手当に対する補助金の減少によるもので、3目1節一般会計補助金を24万円減額し、2,276万円とするものでございます。

次に、支出でございます。

説明書41ページを御参照ください。

第1款水道事業費用の総額を333万8,000円減額し、1億8,366万9,000円と定めるものでございます。

第1項営業費用は333万8,000円減額し、1億4,921万2,000円とするもので、4目業務及び総係費において、給料及び手当等の人物費で333万8,000円を減額し、1,571万1,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、人事異動に伴い、職員給与費の総額を333万8,000円減額し、2,187万9,000円に改めるものでございます。

第4条は、他会計からの補助金として、一般会計補助金24万円を減額し、2,276万円に改めるものでございます。

令和7年6月10日提出 紀美野町長 小川裕康
以上、簡単ではございますが、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算

(第1号) の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長（七良浴 光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日11日から17日までの7日間、議案精読のため休会し、18日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（七良浴 光） 本日は、これをもって散会いたします。

(午前10時35分)